

ASEAN 進出企業調査業務委託仕様書

平成 28 年 10 月
(公財) 東京都中小企業振興公社

1 件 名

ASEAN 進出企業調査業務委託

2 目 的

都内中小企業の海外展開意欲は旺盛で、特に A S E A N 地域への販路開拓や生産拠点の設置等の海外進出も年々増加している。公社ではこうした A S E A N 地域に進出する中小企業を支援すべく、平成 27 年 12 月よりタイ王国・バンコクに事務所を設置し業務を開始している。そこで、A S E A N へ進出した企業の動向を把握し課題や要望を明らかにするとともに、タイ事務所で実施するビジネスマッチングや経営相談等の中小企業支援業務の基礎データとする。

3 契約期間

契約締結の日から平成 29 年 3 月 24 日まで

4 納入場所

公益財団法人東京都中小企業振興公社 国際事業課

5 応募要件

委託業務を効果的かつ効率的に実施することができるものであり、委託事業を適切に遂行するに足る能力を有し、以下の要件をすべて満たしていること。

- ①東京都における平成 27・28 年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で「委託種目 1 2 5 市場・補償鑑定関係調査業務」で登録があり「C」以上に格付けされているものであること。
- ②本業務委託に対して十分なノウハウを有し、それらを当公社または官公庁等に対して提供した実績を有している者であること
- ③会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- ④東京都暴力団排除条例（平成 2 3 年 3 月 1 8 日東京都条例第 5 4 号）に定める暴力団関係者または東京都が東京と契約関係暴力団等対策措置要綱第 5 条第 1 項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る）でないこと。
- ⑤ 調査実施部署が JISQ27001（旧 ISMS 認証基準）、または一般財団法人情報経済社会推進協会（JIPDEC）「プライバシーマーク」のいずれかの認証を取得していること。

6 委託内容

- (1) 公社で保有する ASEAN データのうちタイの拠点情報を中心に移動撤退等状況の更新を行う。

ア 調査対象国

タイ

イ 調査対象企業

1 都 4 県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、山梨県）に本社を置く企業（大企業、中小企業、小規模事業者）で、上記の調査対象国に進出している企業

※詳細は「エ 委託内容」参照

ウ 調査項目

1) 本社における企業情報

①調査項目	本社企業名、本店所在地、代表者名、資本金、従業員数、年商、海外拠点数、海外進出先（地域、国）、連絡先、主たる業種、創業日、設立日、株式公開状況、海外売上比率、受取収益有無、主たる商材、輸出入形態、輸出実績商材及び取扱額、海外進出における本社での課題、本社で利用したい公的支援サービス、今後の海外展開予定、主要取引先、主要銀行、主要仕入れ先
-------	---

2) 海外現地における企業情報

①調査項目	現地企業名、主たる業種、事業内容、現地住所、代表者名、連絡先（電話番号またはE-mail）設立年度、設立形態【① 現地法人（合資、独資）、② 支店、③ 現地駐在員事務所】、資本金、従業員数、日本人人数、国、現地拠点機能、現地拠点における課題、拠点で利用したい公的支援サービス
-------	---

エ 委託内容

1) 新規進出企業情報の追加

公社が保有するタイ拠点情報に、都内中小企業情報を新たに 74 社追加すること。

2) 企業調査

- ① 公社が保有するタイに拠点を持つ本社情報 926 件に対し調査を実施すること。
- ② 本社情報及び拠点情報の項目が充足している企業については、前項 6（1）ウ 1）及び 2）の情報の変更有無を調査すること。
- ③ 項目が充足していない不完全データについては、事業内容、現地住所、代表者名、連絡先（電話番号またはE-mail）、課題、利用したい公的支援サービスを優先的に調査すること。

アンケート調査内容は以下の通り。

- ① 調査票作成（変更確認用、不完全データ用）
- ② 依頼状作成

- ③ 調査票の印刷・封入・折り、封筒印刷、
- ④ 発送（郵送費含む）
- ⑤ 督促コール
- ⑥ ヒアリング調査
- ⑦ データ入力

3) レポート作成

今回の調査結果について以下の項目を集計したレポートを作成すること。なお、レポートは日本語で記載すること。

<項目>

企業規模、本社所在地×企業規模、業種、従業員分類、売上高分布、本社の課題や不安、拠点の課題や不安、本社の利用したい公的支援サービス、拠点の利用したい公的支援サービス

4) その他

- ① 業種の分類は日本産業分類に従うこと。

7 受託者選定方法（公募制指名競争入札）

- ①公募、②入札及び受託業者の決定

8 受託者選定の流れ

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 10/20(木)～10/27(木) | 公募期間（希望票提出【厳守】） |
| 11/4(金) | 入札 |

9 応募書類について

- ①希望表
- ②会社案内及び会社概要・実績一覧表
- ③東京都の「平成27・28年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し及び「平成27・28年度競争入札参加資格審査結果通知書（物品等）」の写し※印鑑証明書を貼付すること。
- ④提出方法
 - ア 提出形態 書類として、郵送及び持込み等により期日までに必達
 - イ 提出部数 1部
 - ウ 提出期限 平成28年10月27日（木）17：00まで【必達】

10 入札

- ①日時 平成28年11月4日（金）14時から15時まで
- ②場所 東京都中小企業振興公社国際事業課
東京都千代田区神田和泉町1-13 神田和泉町ビル9階
- ③入札書 入札書に金額等を記入し持参すること。※用紙は別途送付

11 選定された者の責務

- ア 選定された者は、別途公社との間で委託契約を締結する。

- イ 運営体制及び緊急時の連絡体制を整備すること。
- ウ 受託者は、関係法令等を遵守し、準備作業、調査実施・運営管理に伴い生じる義務（安全確保義務を含む。）及び責任はすべて受託者の負担において措置すること。
- エ 常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のうえ適宜報告すること。
- オ 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- カ 受託者は、個人情報について、別紙個人情報保護に関する特記事項を遵守しなければならないものとする。

1 2 応募に係る経費負担

応募者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

1 3 スケジュール

契約締結日から 10 日以内を目処に、公社と業務内容についての協議を完了すること。
中間報告を平成 29 年 1 月 31 日、最終報告書を平成 29 年 3 月 24 日までに提出すること。

1 4 成果品

- ア 報告書 2 部（日本語）
- イ 電子データ 1 式（日本語）CD-ROMにて提出
- ウ 提出期限：＜中間提出＞平成 29 年 1 月 31 日
＜最終報告提出＞平成 29 年 3 月 31 日

1 5 その他

- （1）業務の実施に際し、業務日程及び業務内容については事前に公社と打ち合わせを行うこと。
- （2）受託者は、本業務委託履行上得られたデータ及び情報等について、公社の許可無くして第三者に知らせてはならない。また、他の個人・団体等の資料を引用する場合、著作権者の承認などを得ること。
- （3）受託者は、公社から提供されたデータ及び調査によって得られたデータについて、委託完了後、速やかに消去すること。
- （4）本件委託業務のために、作成した報告書等の著作権、著作権は「第 16 著作権等」に従うものとする。
- （5）本仕様書に記載のない事項等で疑義が生じた場合は公社と協議し、これを定める。

1 6 著作権等

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- （1）受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章第 3 節第 2 款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。

ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(2)(1)の規定は、受託者の従業員、この仕様書の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作権人格権が帰属する場合にも適用する。

(3)(1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。

(4)受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という）を委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。

(5)(4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。

(6)本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。

(7)納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

17 応募先・質問送付先

(公財)東京都中小企業振興公社

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13

事業戦略部 国際事業課 担当：津田

TEL: 03-5822-7241 FAX: 03-5822-7240

別 紙

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託（下請負）禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に、再委託（下請負人には）できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託（下請負人と）していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をする事。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報

告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。

- 8 再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者（下請負人）を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。